

宿泊事業の消防法令適合通知書の申請手続き確認事項

1. 業態の決定

当該申請を行う前に、保健所と調整し「住宅宿泊事業法」（届出住宅）に係る事業を行うのか、「旅館業法」に係る事業を行うのかを決定し、申請して下さい。

1. 提出書類

必要書類		確認
1	消防法令適合通知書交付申請書 ※所在地については、『ー』を使用せず『〇丁目〇番〇号』や『〇〇番地』を記載してください。 ・旅館業法による申請・・・様式第7号 ・住宅宿泊事業法（届出住宅）による申請・・・様式第8号	
2	付近見取り図 ※使用する地図の指定はありません。建物が確認でき、県道や目標となる建物等を記載してください。	
3	平面図 ※建物すべての階の平面図。消防用設備等の配置図との併用可	
4	消防用設備等配置図 ※消火器などの消防用設備等が設置されている位置を記載してください。	
5	消防用設備等検査済証の写し※申請と同一時期に、届出を行う設備については不要です。	
6	防火管理者選任届（鑑文）の写し ※防火管理者の選任義務がなければ不要です。 ※特定用途防火対象物は、建物全体の収容人員が30名以上（6項口の部分があるときは10名以上）から選任義務が発生します。（ホテル、旅館、宿泊所などは、5項イとなります。） ※消防に受理された届出書（鑑文）の写し	
7	消防計画作成届出書（鑑文）の写し ※防火管理者の選任義務がなければ不要です。 ※消防に受理された届出書（鑑文）の写し	
8	消防用設備等点検結果報告書（鑑文）の写し ※消防用設備等を設置して6ヶ月以内であれば添付不要です。 ※建物内の消防用設備等がすべて点検されており、不備がない又は改修されていること。 ※消防法に基づき、6ヶ月毎に機器点検、1年毎に総合点検を行う必要があります。	

※1部を提出してください。

※消防法令に適合していると確認後、消防法令適合通知書を交付いたします。

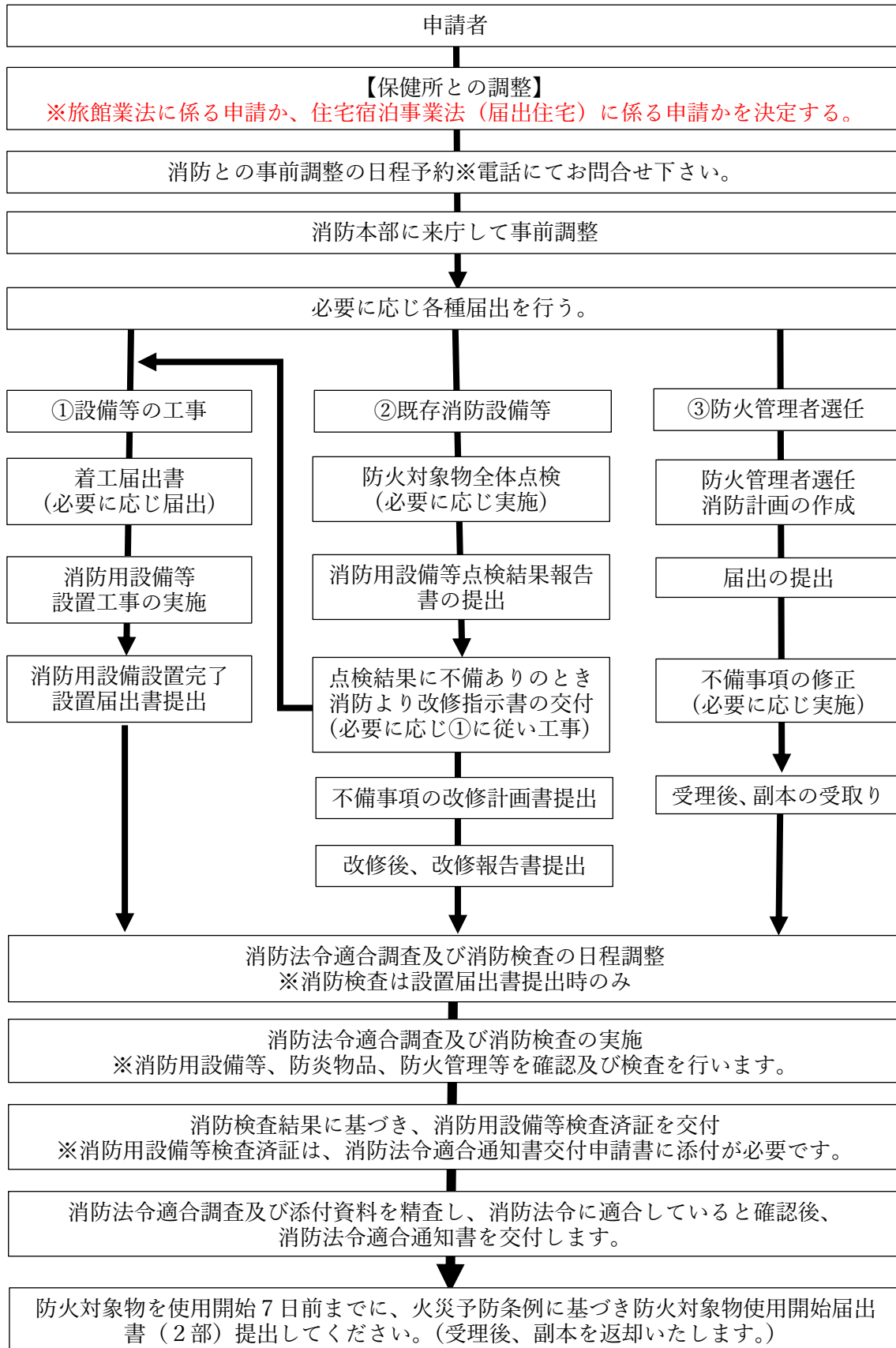
2. 建物の確認事項

1	災害時の避難行動等の案内図等 ※従業員等の不在時に備え、災害等が発生したときの対応及び避難所の地図や連絡先などを記載した案内図等を、利用者が容易に確認できる室内の場所へ掲示してください。
2	避難経路の確認 ※避難経路が適切に維持管理されていること。
3	収容人員の算定 ※収容人員： 名(内訳 従業員 名、宿泊者 名、その他 名)
4	防災物品の使用状況（□すべて防災製品、□規制対象物品は設置しない） ※カーテン、絨毯などはすべて防災物品を使用しなければなりません。 ※防災物品はすべて設置した状態で検査を実施します。 ※カーテン等を設置しないときは、カーテンレール等はすべて撤去してください。
5	防火管理、火気使用、電気設備等の状況 ※火災にならないように適切に管理していること。

※注意事項

①消防法令適合通知書は旅館業法に係るものと住宅宿泊事業法に係るものと2種類あります。必要な書類を提出先にご確認ください。

消防法令適合通知書交付手続きの流れ



民泊の消防法令上の用途について

住宅を活用して民泊を営む場合、宿泊室の床面積や家主（住宅宿泊事業者等）の居住の有無等の火災危険性に応じて消防法令上の用途が判定されます。

判定された用途によって、必要となる消防用設備等が異なります。

一戸建て住宅で民泊を行う場合

人を宿泊させる間、当該住宅に
家主が不在となるか

不在となる

不在とならない

宿泊室の床面積の合計

50㎡を超える

50㎡以下

宿泊施設
(5)項イ

一般住宅

※右ページ
宿泊施設 (5)項イ の欄へ

※右ページ 一般住宅 の欄へ

消防法令上の用途は、消防法施行令
別表第1で定められています。

- ・ 宿泊施設であれば(5)項イ
- ・ 共同住宅等であれば(5)項ロ
- ・ 複合用途防火対象物であれば(16)項イとなります。

共同住宅で民泊を行う場合

「住戸」の用途を元に「棟」の用途が決まります。

①民泊を行う「住戸」の用途

人を宿泊させる間、当該住戸に
家主が不在となるか

不在となる

不在とならない

宿泊室の床面積の合計

50㎡を超える

50㎡以下

宿泊施設 (5)項イ

一般住宅

②民泊を行う住戸が存する建物の「棟」の用途

9割以上の
住戸が(5)項イ

9割未満の
住戸が(5)項イ

全ての住戸が
一般住宅扱い

宿泊施設
(5)項イ

複合用途
(16)項イ

共同住宅
(5)項ロ

※右ページ
宿泊施設
(5)項イ の欄へ

※右ページ
複合用途
(16)項イ の欄へ

※右ページ
共同住宅
(5)項ロ の欄へ

- ※ 宿泊室の面積とは、民泊を営む住宅における「宿泊者の就寝の用に供する室」の床面積の合計をいいます。
- ※ 家主の居住／不在の判断は、一戸建て住宅の場合は棟（建物）単位、共同住宅等の場合は住戸単位で行います。

※関係通知:

「住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて（通知）」（平成29年10月27日付け消防予第330号）
「住宅宿泊事業法等に係る執務資料の送付について（通知）」（平成30年1月9日付け消防予第2号）

- ※ 消防法令上の用途の取扱いについては、予め管轄消防署に確認してください。また、上記の取扱いは、住宅宿泊事業法に基づく民泊のほか、住宅において宿泊施設を営むものについて適用されることがあります。その際、必要に応じて消防署等に関係資料の提出を求められることがあります。

消防法による主な対応について

下表は、消防法で求められる主な対応を整理したものです。既に設置されている消防用設備等については重複して設置する必要はありませんが、建物の規模や形状等によっては、他の対応が求められる場合や各自治体による条例等が定められている場合もあるので、詳細は建物の管轄消防署に確認する必要があります。

建物の用途	一般住宅	共同住宅 (5)項ロ	宿泊施設 (5)項イ	複合用途 (16)項イ (5)項イ及びロ)
消火器	—	①延べ面積150㎡以上のもの、 ②地階・無窓階・3階以上の階 で床面積が50㎡以上のもの	同左	同左 (①については、(5)項イ及びロのそれぞれの 面積で判断)
自動火災報知設備	—	延べ面積500㎡以上の もの等	全てのもの(※1)	・延べ面積300㎡未満のもの(5)項イ部分 のみ(※1) ・延べ面積300㎡以上のもの(5)項イ部分 が全体の10%以下の場合は(5)項イ部分 のみ(※2)等
住宅用火災警報器	寝室等に 設置	自動火災報知設備があれば 不要	—	自動火災報知設備があれば不要
誘導灯	—	地階・無窓階・11階以上の階	全てのもの	全てのもの(※3)
スプリンクラー 設備	—	11階以上の階	・11階以上のもの(※4) ・延べ面積6000㎡以上の もの等	・11階以上のもの(※4) ・(5)項イ部分が3000㎡以上のもの等
消防用設備等の 点検報告	—	点検が年2回 報告が3年に1回	点検が年2回 報告が年1回	同左
防火管理 (防火管理者の選任・ 消防計画の作成等)	—	建物全体の収容人員が 50人以上のもの	建物全体の収容人員が 30人以上のもの	同左
防災物品の使用 (カーテン・じゅうたん等)	—	高さ31mを超えるのもの	全てのもの	・高さ31mを超えるもの ・(5)項イ部分

※1 延べ面積が300㎡未満の場合、**特定小規模施設用自動火災報知設備(下記参照)**の設置が可能です。(原則として、2階建て以下
のものに限ります。)なお、建物の状況によっては、廊下等の共用部で警報音が発せられるように感知器の設置を指導される場合
があります。(※2も同様)

※2 建物の延べ面積が300㎡以上500㎡未満の場合であって、民泊部分の合計が建物面積の10%以下の場合や10%を超えかつ300㎡
未満の場合は、**特定小規模施設用自動火災報知設備(下記参照)**の設置が可能です。(原則として、2階建て以下のものに限ります。)

※3 消防法施行規則第28条の2第1項第4号の2及び同条第2項第3号の2に規定する区画を有する場合は、原則として、10階以下の
民泊が存する階以外の階の誘導灯が免除されます。

※4 消防法施行規則第13条第1項第1号の2(5)項イの場合は同条第2項)に規定する区画を有する場合は、原則として、10階以下の
スプリンクラー設備が免除されます。

注) 上記以外の詳細な内容については消防庁ホームページを参照してください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_19.html



火災を感知して別の部屋に知らせます



「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは

通常の自動火災報知設備のように受信機(本体)、感知器(センサー)、音響装置(ベル)等を
設置して配線で接続する方式のほか、次の特長を有する無線式の連動型警報機能付感知器
を設置する方式があります。

特長

- 電池式の感知器は、**電源の配線工事が不要**です。
- 感知器同士が無線通信を行うものは、感知器間の**配線工事が不要**です。
- 感知器自体が警報音を発するため、**音響装置の設置が不要**です。
- 全ての感知器が連動して警報音を発する場合、**受信機の設置が不要**です。
- 受信機や中継器を設置せず、感知器のみの場合、工事には**消防設備士の資格が不要**で、**工事に着手する前の届出も不要**です。(設置工事完了後の届出は必要です。)

注意

- 電波環境等によっては、感知器同士の無線通信ができず、無線式の連動型警報機能付
感知器を設置する方式を利用できない場合があります。
- 建物階数等によって設置できない場合もあります。
- 連動型住宅用火災警報器は感知性能等が異なりますので、特定小規模施設用自動火災
報知設備として使用することはできません。

※ご自身で消防用設備を設置する場合、右のリーフレットを参照してください。
(URL https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/minpaku_leaf_setubi.pdf)

